

## 大阪イノベーションハブ 施設使用規約

令和8年4月1日

公益財団法人 大阪産業局

### (総則)

**第1条** この「大阪イノベーションハブ 施設使用規約」(以下「本規約」という)は大阪イノベーションハブ(大阪市北区大深町3番1号グランフロント大阪 ナレッジキャピタルタワーC7階所在の施設)(以下「当施設」という)の使用に係る手続き及び注意事項等について定める。

2 当財団は、「大阪イノベーションハブ 会員規約」(以下「会員規約」という)に基づき、本規約を運用する。本規約に定めのない事項については、会員規約の定めに従うものとする。

### (使用目的)

**第2条** OIH会員(以下「会員」という)は、当施設を、次の各号のいずれかに該当する打ち合わせ、作業等に使用できるものとする。

- (1) スタートアップ創出及び起業家人材の育成に資する活動
- (2) スタートアップのビジネス成長に資する活動
- (3) スタートアップのビジネス成長に向けた、オープンイノベーションの推進に資する活動
- (4) その他、当施設の設置目的(スタートアップの創出及び成長支援)に合致すると当財団が認めた活動

### (使用の制限)

**第3条** 次の各号のいずれかに該当する場合は、当施設の使用を認めないものとする。

- (1) 過度な営利を目的とした物品販売、勧誘、またはこれらに類する行為
- (2) 政治的、宗教的、または思想的普及活動を目的とした使用
- (3) 公序良俗に反する活動、または趣味、文化、同窓会等の個人的・親睦目的の使用
- (4) 使用許可を得た会員以外の第三者への譲渡又は転貸による使用
- (5) 反社会的な団体等の使用、または暴力団の利益となる使用
- (6) その他、当施設の設置目的にそぐわないと当財団が判断する活動

2 本規約に基づき使用する使用者(以下、「使用者」とする)は、当施設の設置目的が公的な支援事業であることを理解し、当施設の公共的な目的に反する行為又は他の使用者の利便を妨げる行為を行ってはならない。

### (使用時間及び休館日)

**第4条** 当施設の使用時間は原則として次の通りとする。

- (1) 平日は午前10時から午後9時までとする。
- (2) 土曜日、日曜日及び国民の祝日は午前10時から午後6時までとする。

- 2 休館日は、年未年始及び当財団が指定するメンテナンス日とする。
- 3 前各項に関わらず、当財団は、当財団が実施する自主事業、大阪市が実施する事業及び公共性の高い催事等により、第 2 条に定める使用目的であっても、その使用を制限することができる。

#### (遵守事項及び原状回復)

- 第 5 条** 当施設でイベント、セミナー、展示会等（以下「イベント等」という。）を開催する場合は、本規約のほか、当財団が別に定める「大阪イノベーションハブ イベント等使用ルール」を遵守しなければならない。
- 2 使用者は、使用時間を厳守し、使用終了後は当財団の指示に従い速やかに机・椅子の整理等の原状回復及び清掃を行うこと。
  - 3 当施設内の備品を使用する際は、当財団の指示に従い、丁寧に扱うこと。
  - 4 原状回復を怠った場合や、他の使用者の迷惑となる行為があった場合は、次回以降の使用を制限することがある。

#### (飲食及び注意事項)

- 第 6 条** 当施設内での飲食は可能とするが、強い臭いを発するものや、他の使用者の迷惑となるものは控えること。
- 2 飲酒については、18 時以降とし、20 歳未満の参加者が参加しないイベントに限り、当財団が事前に認めた場合のみ許可する。
  - 3 ごみは、原則として使用者が持ち帰るものとする。

#### (使用許可の取消と以後の使用制限)

- 第 7 条** 当財団において、使用者または使用予定者が、次の事項に該当すると判断した場合は、当該使用許可を取り消すと同時に、当該使用者または使用予定者及びその関係団体等による以後の当施設使用を許可しないことができる。
- (1) 本規約に違反したとき
  - (2) 虚偽の申請、その他不正な手段により使用許可を受けた事実が明らかになったとき
  - (3) 大阪市暴力団排除条例に基づき、暴力団員または暴力団密接関係者に該当すると認められたとき
  - (4) 大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例に抵触する言動や当財団職員、施設使用者への威圧的言動などにより、当施設の秩序を乱す恐れがあるとき
- 2 当財団において、次の事項に該当すると判断した場合も使用許可を取り消すことができる
  - (1) 災害、その他の事情により、施設の使用ができなくなったと認められたとき。

(2) 工事、その他の事情により、施設の管理・運営上支障があると認められたとき。

3 本条により使用を許可しないことおよび使用許可の取り消しにより当該使用者または使用予定者及びその関係団体等の第三者に損害が生じた場合であっても、当財団は損害賠償を含む何らの義務・責任を負わないものとする。

#### (管理責任及び賠償責任)

**第8条** 当施設内での活動における管理責任及び賠償責任は、次の通りとする。

(1) 使用中に生じた使用者及び来場者等の所有物・所持品の盗難・汚損・棄損を含め、当施設内で発生した事故(盗難、紛失、怪我、使用者間のトラブル等)は、すべて使用者の責任とし、当財団及び大阪市は一切の責任を負わない。

(2) 使用者は、使用期間中、施設及び付帯設備の保全に万全の注意を払うとともに、来場者の安全確保について責任を持って必要な措置(来場者に対する整理・案内)を講じる。

(3) 使用者が連続使用する場合に残置する物品・使用機材等については、当財団は保管の責任を負わない。

2 施設等の損傷等に対する賠償責任は、次の通りとする。

(1) 使用に際して施設等を棄損・汚損・滅失したときは、直ちに当財団職員にその旨を届け出てその指示に従う。

(2) 使用者は、前号の損害について、当財団の指示に従い原状回復をするか、その損害を賠償しなければならない。ただし、原状回復義務と損害賠償義務の双方を課す場合がある。

(3) 使用者自身ではなく使用者の同伴者や使用者が実施するイベント等の来場者の行為でも、使用者の責任として処理する。

#### (免責事項)

**第9条** 当財団は、次に掲げる事項について一切の責任を負わないものとする。免責事項については次の通りとする。

(1) 本規約に基づく当施設の使用の提供・備品等の貸出にかかるサービスの内容・品質は、当財団がその時点で提供可能なものとする。当財団はサービスの完全性、正確性、適用性、有用性、最新性等に関し、いかなる責任も負わない。また、当財団は、当施設内ネットワークの使用にあたり、その内容及び品質を保証するものではない。

(2) 当財団は、当施設で使用される機器に対して、ウイルス感染、ハードウェア故障、データ消失など、いかなる責任も負わない。

(3) 当財団は、当施設において提供される当施設・備品等及び当施設内ネットワークの使用等により発生した使用者(使用者の同伴者や使用者が実施するイベント等の来場者を含む。)の損害(他者との間で生じた紛争等に起因する損害を含む。)及びこれらのサービスを使用できなかったことにより発生した使用者(使用者の同伴者や使用者が実施するイベント等の来場者を含む。)、または、他者の損害に対し、いかなる責任も負わず、損害賠償義務

を一切負わない。

**(規約の改定及び協議)**

**第10条** 当財団は、必要に応じ本規約を変更できる。変更した場合は、変更内容及び変更後の規約の施行日を予め会員に通知または公表するものとする。

2 本規約に定めのない事項については、原則として当財団職員の指示に従うこと。不測の事態については、会員規約の趣旨に基づき誠実に協議し対応する。

附則

この規約は、平成31年4月1日より施行する。

附則

この規約は、令和4年7月29日より施行する。

附則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。